

# 令和2年度第3回一関市社会教育委員会議 次第

日 時 令和3年3月23日(火)  
午後1時30分～午後3時30分  
場 所 東山市民センター 大会議室

## 1 開 会

## 2 挨 捶

## 3 協 議

(1) 令和3年度一関市教育委員会社会教育行政方針（案）について

**資料1**

(2) 令和3年度一関市教育委員会社会教育行政等事業計画（案）について

**資料2**

(3) 令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について

**資料3**

## 4 情報交換

## 5 その他の事項

## 6 閉 会

# 一関市社会教育委員名簿

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

(敬称略)

No.	氏名	ふりがな	地域	選出区分	備考
1	鈴木 五郎	すずき ごろう	一関	(略)	
2	岩本 和美	いわもと かずみ	一関		
3	畠山 武将	はたけやま たけまさ	一関		
4	及川 輝美	おいかわ てるみ	大東		
5	及川 公子	おいかわ こうこ	川崎		
6	安東 京子	あんとう きょうこ	東山		
7	鈴木 尚	すずき たかし	大東		
8	阿部 典子	あべ のりこ	一関		
9	澤田 直哉	さわだ なおや	一関		
10	菅原 孝子	すがわら たかこ	一関		
11	金野 陸夫	こんの りくお	花泉		
12	熊谷 孝子	くまがい たかこ	花泉		
13	及川 恭一	おいかわ きょういち	大東		
14	及川 恵理子	おいかわ えりこ	大東		
15	千葉 喜代一	ちば きよいち	千厩		
16	村上 とも子	むらかみ ともこ	千厩		
17	吉田 美和子	よしだ みわこ	東山		
18	奥野 幸市	おくの こういち	室根		
19	金今 寿信	かねこん としのぶ	川崎		
20	及川 清喜	おいかわ せいき	藤沢		

## 職員

No.	氏名	ふりがな	所属等
1	小菅 正晴	こすが まさはる	教育長
2	佐藤 孝之	さとう たかゆき	まちづくり推進部長
3	黒川 俊之	くろかわ としゆき	一関図書館長
4	佐藤 光俊	さとう みつとし	一関市博物館次長
5	金野 修	こんの おさむ	文化財課文化財係長
6	伊東 吉光	いとう よしみつ	いきがいづくり課長
7	河野 新也	こうの しんや	いきがいづくり課長補佐兼いきがいづくり係長・社会教育主事
8	蜂谷 友香	はちや ゆか	いきがいづくり課主事
9	上野 悅郎	うえの えつろう	いきがいづくり課生涯学習支援員

# 令和3年度 一関市教育委員会社会教育行政の方針（案）

## I 一関市教育振興基本計画の概要（計画期間 平成28年度～令和7年度）

### 1 教育振興の基本目標

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく  
郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

### 2 重点プロジェクト

#### (1) ことばを大切にする教育プロジェクト

美しい日本語にたくさん触れ、思考を深め、豊かな表現力を養うため、本に親しみを深める「ことばの読書」、ことばの感性を磨き、語彙（ごい）を豊かにする「ことばの響き」、地域への理解を深める「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

#### (2) グローバルな人材の育成プロジェクト

グローバル化していく現代社会に対応できる人材を育成するため、国際性を身に付けるための教育に取り組みます。また、多文化、多様な価値観を理解するうえで土台となる子どもたち自らのアイデンティティー（自分のよりどころ）を確立させるため、郷土の歴史・文化についての教育に取り組みます。

#### (3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

子どもたちの社会性の育成、子どもたちを取り巻く環境の安全確保のためには、地域住民の協力が必要であることから、学校と地域の連携をより一層強めるとともに、開かれた学校づくりを推進し、地域住民の力を学校運営と子どもたちの成長に生かす取組を進めます。

#### (4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

世界文化遺産「平泉」の関連資産である骨寺村莊園遺跡の拡張登録実現に向け、重点的に調査研究を進めて資産価値を明らかにするとともに、その価値について市民の理解を促進する取組や、拡張登録への気運を醸成する取組を進めます。

### 3 施策の基本方向

#### 「ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」

一人ひとりの多様で個性ある自己実現を支援するため、生涯の各時期において主体的に学習できるよう、より質の高い学習機会を創出するとともに、地域課題の解決と地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が連携した学びと地域づくりの推進により、地域の活力を創造していきます。

#### 「誇りと愛着を醸成する文化の継承」

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

### 4 基本施策

#### (1) 社会教育の充実

市民が生涯にわたって自ら学習できるよう多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果を社会に還元することによって地域づくりに生かせる環境整備を進めるなど、社会教育の充実に努め、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進します。

また、SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象とする学習の機会を提供することなどにより、生涯学習の促進に取り組みます。

#### (2) 家庭と地域の教育力向上の推進

少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

いじめや青少年による犯罪が社会問題になっており、子どもたちには人権や道徳、いのちの大切さを伝えていかなければなりません。また、スマートフォンなどメディアに頼った子育ても問題視されるなど、愛情を持って子どもに接することを市民一人ひとりが再確認する必要があります。

そのため、教育の原点である家庭教育を支援するとともに、社会全体で子どもたちの学びの支援に取り組みます。

#### (3) 学習環境の充実

生涯の各時期に応じた社会教育活動の推進とともに、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進するため、社会教育環境と指導体制の充実を図ります。

#### **(4) 図書館運営の充実**

市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

#### **(5) 博物館機能の充実**

博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

#### **(6) 文化財の保護・地域文化の伝承**

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

#### **(7) 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進**

骨寺村莊園遺跡は、世界文化遺産「平泉」の関連遺産として、世界遺産拡張登録を目指しています。

拡張登録実現のために、資産価値を明らかにするための調査研究を重点的に進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

## II 令和3年度社会教育行政の方針（図書館、博物館を除く）

### 1 重点的に取り組む事項

#### (1) SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象に学習の機会を提供

持続可能な開発目標（SDGs）への理解を深める講座・研修等を実施します。

#### (2) 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援

性別にかかわらず、全ての人にとって生きやすい社会を目指し、男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等を実施します。

#### (3) 家庭教育の充実

地域で家庭教育を支援するため、子育てや家庭教育に関する相談、学習の機会や学習情報の提供を行います。

#### (4) 家庭の教育力向上に向けた取組

家庭教育を支援するため、就学時健診や参観日等の機会を活用し、家庭教育学級・講座、講演会等を実施します。

#### (5) 社会教育施設等の整備

市民が生涯学習と地域づくりの拠点施設として快適な利用環境を保つため、市民センターの公共施設予約システムの導入や施設の改修等を行います。

#### (6) 研修機会の充実

指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講することを支援します。

## 2 事業の展開

### (1) 社会教育の充実

#### ① 社会教育の充実

ア 社会教育の推進	a 学習情報の提供 <ul style="list-style-type: none"><li>・市広報、ホームページ等の活用</li><li>・市民センター広報等の発行</li></ul>
	b ことばを大切にする教育の推進 <ul style="list-style-type: none"><li>・各分野におけることばを大切にする取組の推進</li><li>・地元学講座の実施</li><li>・図書館事業との連携</li><li>・視聴覚ライブラリーの活用</li></ul>
	c 生涯各時期における社会教育の充実 <ul style="list-style-type: none"><li>・市民センターを中心とした少年教育、青年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育事業の実施</li><li>・新成人自らが企画する成人式の開催</li><li>・社会教育関係団体等の育成支援、学習の場の提供、団体活動研修会の開催</li></ul>
	d 推進体制の充実 <ul style="list-style-type: none"><li>・各種委員会議の開催</li></ul>
イ 自己を表現できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・学んだことを発表、継承できる事業の実施</li></ul>
ウ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域課題解決に向けた活動への支援</li><li>・地域協働体の設立及び活動に対する支援</li><li>・地域での地域づくり計画の策定及び見直しへの支援</li><li>・地域協働体の事務局職員の活動支援</li><li>・市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援</li><li>・人材の育成</li></ul>
エ グローバルな人材の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・小学生英語の森キャンプ事業の実施</li><li>・中学生英語の森キャンプ事業の実施</li><li>・地元学講座の実施</li></ul>
オ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画の推進に資する事業の実施</li><li>・男女共同参画サポーターとの連携</li><li>・企業等への出前講座の実施</li></ul>
カ 学校体育施設の開放	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校体育施設の開放</li></ul>

## (2) 家庭と地域の教育力向上の推進

<b>① 家庭教育の充実</b>	
ア 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、PTA、地域、企業、行政が連携、協力することによる、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供</li> </ul>
イ 家庭の教育力向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民センターを中心とした講座や学習会の実施</li> <li>企業・団体等への出前講座の実施</li> <li>「いわて家庭の日」の周知による家庭の大切さの啓発</li> <li>「いちのせきの家庭教育10か条」の普及</li> <li>食育に関する講座、講演会等の実施</li> </ul>
<b>② 地域全体で子どもを育む環境づくり</b>	
ア 地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室の実施</li> <li>地域学校協働活動の実施</li> <li>市民センターを活用した放課後の居場所づくりの推進</li> </ul>
イ 教育振興運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が抱える教育課題の解決に取り組む教育振興運動の推進</li> </ul>

## (3) 学習環境の充実

<b>① 社会教育環境の充実</b>	
ア 市民センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い市民参画による学びと地域づくりの拠点としての市民センター機能の充実</li> </ul>
イ 社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理の実施</li> </ul>
ウ 組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議等の開催</li> </ul>
<b>② 指導体制の充実</b>	
ア 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育主事や生涯学習支援員の効果的な配置</li> </ul>
イ 指定管理者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育主事の派遣</li> <li>指定管理者への人材育成の支援</li> <li>地域課題を踏まえた事業計画の作成支援</li> <li>いちのせき市民活動センターによる支援</li> </ul>
ウ 研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修への派遣</li> <li>研修会等の開催</li> <li>社会教育主事講習受講の支援</li> </ul>

### III 令和3年度社会教育行政の方針（図書館、博物館）

#### 1 重点的に取り組む事項

##### (1) 図書館運営の充実

市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

##### (2) 博物館機能の充実

博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

#### 2 事業の展開

##### (1) 図書館運営の充実

###### ① 学習ニーズに対応した読書環境の充実

ア 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・図書館と学校、博物館等との連携</li><li>・資料の収集、保存、提供</li></ul>
イ 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・図書館と家庭、学校図書館の連携</li></ul>
ウ 図書館サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や体の不自由な人へのサービス向上</li><li>・大活字本や音声資料、点字図書の充実</li><li>・電子書籍やデータベースの充実</li></ul>

###### ② 地域の特色を生かした図書館の運営

ア 身近な図書館としての運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域特性や利用者の声を反映した運営</li></ul>
イ 市民との協働による図書館運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・図書館サポーターの活動支援</li></ul>
ウ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・資料の収集、保存、提供</li></ul>
エ 専門職員の充実	

## (2) 博物館等機能の充実

① 地域の歴史・文化に関する学習支援	
ア 常設展示の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の歴史の変遷と個性ある文化に関する資料を展示替えしながら系統的に展示</li><li>・スマートフォン等のＩＣＴを活用した展示解説の導入</li></ul>
イ 企画展やテーマ展等の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査研究テーマに沿った地域の歴史、文化に関する展示</li><li>・展示への理解を促すため、講演会等の関連行事の開催</li></ul>
② 歴史・文化に親しみやすい環境づくり	
ア 教育普及（交流連携）事業の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・多彩な講座、講演会、体験学習を開催</li></ul>
イ 学校や市民センターと連携した事業の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・出前講座等による学習機会の提供</li></ul>
ウ 博物館等の連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・博物館等が連携し、地域に対する理解を深める場の提供</li></ul>

## IV 令和3年度文化財行政の方針

### 1 重点的に取り組む事項

#### (1) 文化財の保護・地域文化の伝承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

#### (2) 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

骨寺村莊園遺跡は、世界文化遺産「平泉」の関連遺産として、世界遺産拡張登録を目指しています。

拡張登録実現のために、資産価値を明らかにするための調査研究を重点的に進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

## 2 事業の展開

### (1) 文化財の保護・地域文化の伝承

#### ① 文化財の保存・活用

ア 文化財の保護と調査研究	・調査研究を進め、文化財の指定や保存・活用に努めるほか、文化財の修繕や保護活動への助成、埋蔵文化財の適正な保護に努めます。
イ 文化財愛護意識の高揚	・市の広報誌やホームページを活用し、文化財の情報を発信しながら、保護や愛護の意識を高めます。
ウ 文化財の展示と公開	・資料や市が管理する文化財を広く公開し、学習機会を提供します。

#### ② 地域文化の伝承

ア 伝統芸能の保存・伝承	・市内の民俗芸能について調査研究を進め、適切な保存・伝承活動を支援します。
イ 自然や文化の発掘と継承	・地域の優れた自然や文化を発掘し、適切な保存・継承に努めます。
ウ 偉人・先人の顕彰	・地域の偉人・先人について調査研究を進め、顕彰します。

## (2) 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

① 骨寺村莊園遺跡の保護	
ア 骨寺村莊園遺跡の保存活用	・所有者等と協力して小区画水田等を活用した各種事業に取り組むとともに、計画的な保存活用に努めます。
イ 重要文化的景観の継承	・重要建物の修理修景を行うとともに、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めます。
ウ 骨寺村莊園遺跡の普及啓発	・遺跡の価値と魅力を発信し、市民共有の財産として保護する意識を醸成します。
② 世界遺産拡張登録の推進	
ア 骨寺村莊園遺跡の調査研究	・関係機関と連携して考古学的調査と文献研究を重点的に進め、拡張登録推薦のための資産価値証明の取組を進めます。
イ 世界遺産登録への気運醸成	・イベント開催や情報発信により、世界遺産拡張登録への気運を醸成します。
ウ ときめき世界遺産塾の開催	・児童生徒を対象に、学習活動を通して平泉の文化遺産への理解を深め、郷土の宝を守り育てる気運を醸成します。

## 令和3年度事業計画書（案）

## 【社会教育行政】

## 1 社会教育の充実

## (1) 社会教育の充実

## ① 社会教育の推進

施策・事業名		実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)	
<b>a 学習情報の提供</b>				
1	市広報・ホームページ等の活用	随時	—	学習情報を提供するため、市広報・ホームページを活用し、各施設及び事業案内を行う
2	市民センター広報等の発行	随時	—	学習情報を提供するため、市民センター広報等を発行し、情報発信を行う
<b>b ことばを大切にする教育の推進</b>				
3	ことばを大切にする取組の推進	年間	—	教育振興基本計画の重点プロジェクトの一つ。ことばを大切にする取組を推進するため、「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱とした「ことばの事業」を社会教育の各分野において行う
4	地元学講座の実施	年間	—	郷土への理解を深めるため、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施し、地域の資源を生かした学習活動を推進する
5	図書館事業との連携	年間	—	図書館の資料を活用した学習支援を行う
6	視聴覚ライブラリーの活用	年間	—	岩手県南第一地域視聴覚教育協議会の視聴覚教材を活用した学習支援を行う
<b>c 生涯各時期における社会教育の充実</b>				
<b>ア 少年教育</b>				
7	「学びの土曜塾」等の実施	年間	—	児童・生徒が郷土の歴史・文化についての理解を深めるため、地域特性を生かしながら、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施する
8	ジュニアリーダーの養成	年間	—	青少年の社会参加活動を促進するため、市民センター等において養成講座の開催等により自主活動を支援し、リーダーを養成する
<b>イ 青年教育</b>				
9	青年リーダーの育成	年間	—	地域づくりやボランティア活動を担う青年リーダーの育成と、青年の自発的な学習活動を支援するため、各市民センターにおいて特徴ある事業を実施する
10	令和2年度成人式	R.4.1月	約1,000人	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、成人式実行委員とともに式典及び記念行事を開催する(令和3年1月10日に予定していた成人式を延期して開催)
11	令和3年度成人式	R.4.1月	約1,000人	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、成人式実行委員とともに式典及び記念行事を開催する
<b>ウ 成人教育</b>				
12	地域づくりリーダーの育成	年間	—	地域づくりを行う人材を育成するため、各市民センターにおいて地域の課題に即した事業を実施する
13	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う

施策・事業名		実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)	
<b>エ 女性教育</b>				
14	女性リーダーの育成	年間	—	研修への参加を促進するなど、女性リーダーの育成と活動への支援を行う
15	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う
<b>オ 高齢者教育</b>				
16	世代間交流の促進	年間	—	地域コミュニティの活性化を図るため、各市民センターにおいて世代間交流事業を実施する
17	各種学習機会の提供と自主学習の普及奨励	年間	—	生涯各時期における社会教育の充実のため、各市民センターにおいて学習機会の提供と学習活動の支援を行う
<b>カ 自主的団体活動の育成支援等</b>				
18	社会教育関係団体の育成支援	年間	—	生涯学習活動を行う団体の自主活動を奨励し、ホームページで団体を紹介するなどにより活動を支援する
<b>d 推進体制の充実</b>				
19	社会教育委員会議	3回	20人	教育委員会に対する助言を行うため、社会教育法、一関市社会教育委員条例に基づき、社会教育委員を設置し、会議を開催する
20	市民センター運営協議会	各2回程度	—	市民センターにおける各種事業の企画・実施について検討をするため、市民センター等運営協議会設置要領に基づき、直営の市民センターに市民センター運営協議会を設置する
21	各種委員会議	随時	—	各種社会教育施設の運営等への助言を行うため、図書館協議会、博物館協議会、石と賢治のミュージアム運営委員会、芦東山記念館運営委員会、いちのせき健康の森運営委員会を設置する

## ② 自己を表現できる環境づくり

22	学んだことを発表、継承できる事業の実施	年間	—	学んだことを発表、継承するため、市民センターまつり、文化祭等を開催して学習の成果の発表の場を提供する
----	---------------------	----	---	--

## ③ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成

23	地域協働体の設立及び活動に対する支援	年間	—	地域協働体の立上げからその後の活動の各段階において、必要な支援を行う
24	地域づくり計画の策定及び見直しへの支援	年間	—	地域協働体が地域づくり計画を策定するに当たり、意向調査や話し合いのサポート、市の情報提供などの必要な支援を行うとともに、地域協働体が地域づくり計画の見直しを行う場合にも必要な支援を行う
25	地域協働体の事務局職員の活動支援	年間	—	地域協働体の各種事業や事務処理の円滑化を図るために、地域協働体の事務局職員に対して、必要な知識、技術等を身につけるための研修会の開催やアドバイス等の支援を行う
26	市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援	年間	—	市民センターの指定管理への移行に当たり、段階的、年次計画的に移行し、既存事業の継続性を確保するため、市職員と地域で雇用する職員と共に施設を管理運営する期間を設ける

施策・事業名		実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)	
<b>④ グローバルな人材の育成</b>				
27	小学生英語の森キャンプ事業	1回	70人	ILCの誘致実現に向けた取組の一環として、英語での生活や外国文化の体験を通して英語力や国際感覚を養うため、小学6年生を対象に宿泊学習を実施する
28	中学生英語の森キャンプ事業	1回	70人	ILCの誘致実現に向けた取組の一環として、英語での生活や外国文化の体験を通して英語力や国際感覚を養うため、中学2年生を対象に宿泊学習を実施する
29	地元学講座の実施【再掲】	年間	—	多文化、多様な価値観を理解する上で土台となる子どもたち自らのアイデンティティー(自分のよりどころ)を確立させるため、郷土の歴史・文化の理解を深める事業を実施する

#### ⑤ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援

30	男女共同参画の推進に資する事業の実施	年間	—	性別にかかわらず全ての人にとって生きやすい社会を目指し、各市民センターにおいて男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等を開催する
31	男女共同参画サポーターとの連携	年間	—	性別にかかわらず全ての人にとって生きやすい社会を目指し、男女共同参画サポーターと連携して事業を実施する
32	企業等への出前講座の実施	年間	—	男女が共に働きやすい職場づくりのため、男女共同参画に関する研修会を実施する企業等に対し、講師を派遣する

#### ⑥ 学校体育施設の開放

33	学校体育施設開放事業	年間	—	地域住民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、学校の体育施設の開放を行う
----	------------	----	---	---

### 2 家庭と地域の教育力向上の推進

#### (1) 家庭教育の充実

##### ① 関係機関との連携

34	学校、PTA、地域、企業等との連携	年間	—	社会全体で子どもたちの学びを支援するため、各団体と連携・協力し、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供を行う
----	-------------------	----	---	---

##### ② 家庭の教育力向上に向けた取組

35	家庭教育学級・講座、講演会等の実施	年間	—	家庭教育を支援するため、就学時健診や参観日等の機会を活用し、市民センターを中心に家庭教育学級・講座、講演会等を実施する
36	企業等への出前講座の実施	年間	—	学校や市民センター等が実施する事業に参加できない保護者等に学習機会を提供するため、家庭教育支援事業を実施する企業等に対し、講師を派遣する
37	子育て関係資料の配布、活用	年間	—	子育てについての意識啓発を図るため、子育てに関する情報の提供を行う
38	「いわて家庭の日」の周知	年間	—	青少年の健やかな成長のため、「いわて家庭の日」について啓発を行う(家庭を大切にし、ふれあいを深めるきっかけとする「いわて家庭の日」(毎月第3日曜日)の制定趣旨を踏まえ、各家庭の実情に応じて親子、家族の絆を深める日を設けることを呼びかける)
39	「いちのせきの家庭教育10か条」の普及	年間	—	命の大切さや我が家のルールなど、家庭で大切にしたいことを盛り込んだ「いちのせきの家庭教育10か条」の普及を図る
40	食育に関する講座、講演会等の実施	年間	—	食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるため、各市民センターにおいて講座、講演会等を実施する

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり

① 地域学校協働活動の推進

施策・事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
41 放課後子ども教室の実施	18教室 (17/28 小学校 区)	—	放課後などの子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する
42 学習支援活動の実施	11校	—	地域で子どもたちの学びを支えるため、技術を持ち合わせている地域の人材を掘り起こし、地域コーディネーターが中心となってボランティアを学校に派遣し、総合的な学習の時間などの授業補助、学習環境の整備などを実施する 一関地域、大東地域、東山地域、室根地域で実施しているが、さらに実施校を増やすため、情報提供などを行う
43 市民センターを活用した放課後の居場所づくりの推進	未定	—	放課後児童クラブが未設置の地域や放課後子ども教室を行っていない平日における、児童の安全・安心な居場所として、市民センターを活用した取組を推進する

② 教育振興運動の推進

44 教育振興運動の推進	年間	—	地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるため、子ども、家庭、学校、地域、行政が連携し、地域の教育課題を地域単位で話し合い、地域の特色を生かして自主的に解決しようという実践的運動を全市(各地域)で推進する
--------------	----	---	---

3 学習環境の充実

① 社会教育環境の充実

① 市民センター機能の充実

45 学びと地域づくりの一体化の推進	—	—	社会教育環境の充実のため、地域が主体となって地域課題の把握、解決に向けて活動する学びと地域づくりの拠点として、市民センター機能の充実を図る
--------------------	---	---	---

② 社会教育施設の整備

46 市民センター整備事業	—	—	市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として快適な利用環境を保つため、市民センターの改修等を行う 摺沢市民センター電気設備改修工事 川崎市民センター空調設備改修工事 ほか
47 宿泊交流研修施設改修事業	—	—	市民が生涯学習活動や交流を行う施設として快適な利用環境を保つため、宿泊交流研修施設の改修を行う 花夢パル電気設備改修工事 花夢パル給湯設備更新工事 ほか
48 索道施設(祭時スノーランド)改修事業	—	—	祭時スノーランドの安全性を確保するため、索道施設の改修を行う 索道施設第1、2リフト風速計更新工事 ほか

**(3) 組織の連携強化**

施策・事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
49 市民センター所長会議の開催	2回 (予定)	—	社会教育行政の円滑な運営を図るため、市民センターにおける社会教育の推進等について、意見・情報交換を行う
50 市民センター事業情報交換会の開催	3回 (予定)	—	市と市民センターの社会教育担当職員が社会教育の方針、事務事業等について共通理解をし、また、情報交換を行う

**(2) 指導体制の充実**

**① 専門職員の配置**

51 社会教育主事の配置	年間	1人	社会教育における専門的な指導助言を行うため、社会教育主事を配置する
52 生涯学習支援員の配置	年間	8人	主に青少年教育・成人教育・女性教育・高齢者教育・家庭教育事業の企画等や社会教育関係団体の活動を支援するため、生涯学習支援員を配置する

**② 指定管理者との連携**

53 社会教育主事の派遣	随時	—	市と指定管理者の意思疎通を図るため、指定管理者の求めに応じ社会教育主事を派遣し、意見・情報交換及び必要な助言等を行う
54 指定管理者への人材育成の支援	随時	—	社会教育に関する必要な知識・技能の取得を図るため、指定管理者が社会教育に関する十分な研修を受講できる体制を整備する
55 地域課題を踏まえた事業計画の作成支援	随時	—	地域課題を踏まえた事業を実施していくため、地域の学習ニーズに合った事業計画の策定を支援する
56 いのちのせき市民活動センターによる支援	随時	—	指定管理者による指定管理を行う市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、巡回等により社会教育事業の企画等の支援を行う

**③ 研修機会の充実**

57 各種研修会への派遣	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、県立生涯学習推進センター等が主催する各種研修会等に職員や社会教育委員等を派遣し、専門性を高める
58 岩手県社会教育連絡協議会との連携	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、協議会の研修会等に職員や社会教育委員等を派遣する
59 一関地方社会教育協議会との連携	随時	—	社会教育関係職員等の資質を高めるため、一関市と平泉町の社会教育関係職員・関係委員等で組織する協議会の研修会等に職員や社会教育委員等を派遣する
60 社会教育関係職員等研修会の実施	随時	—	社会教育関係職員等の専門性を高めるため、生涯学習支援員をはじめ社会教育関係職員等の情報交換、研修会等を行う
61 社会教育主事講習受講の支援	1回	5人	指定管理市民センターの社会教育関係職員が社会教育の専門的知識、技能を習得する際に要する経費の支援を行う

**4 図書館運営の充実****(1) 学習ニーズに対応した読書環境の充実****① 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援**

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
62 資料、情報提供事業	年間	—	市民の読書活動や自主的な学習活動を支援するため、図書館資料の紹介、貸出、予約、レファレンスサービスを実施する

**② 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援**

63 子どもの読書推進事業	年間	—	子どもの読書活動を推進するため、おはなし会や家庭との連携を図るための読み聞かせ講習会などを開催する
---------------	----	---	---

**③ 図書館サービスの向上**

64 図書館サービス向上事業	年間	—	市民の読書活動を推進するため、図書館サービスの向上を図り、移動図書館車の運行や団体貸出、高齢者サービスなど多様なサービスを実施する
----------------	----	---	---

**(2) 地域の特色を生かした図書館の運営****① 身近な図書館としての運営**

65 図書館協議会の開催	年2回	16人	市民の意見を取り入れた図書館運営を行うため、図書館協議会を開催する
--------------	-----	-----	-----------------------------------

**② 市民との協働による図書館運営**

66 図書館サポーター事業	年間	—	市民と協働して図書館を運営するため、ボランティアである図書館サポーターの活動を支援する
---------------	----	---	---

**③ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供**

67 図書館図書資料整備事業	年間	—	多様な資料を市民に提供するため、電子的資料を含めた図書館資料の充実を図るとともに各地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料を収集、保存、提供する
----------------	----	---	---

**④ 専門職員の充実**

68 図書館職員研修事業	年間	—	市民の読書要求に応えるため、高度で多様な要求に対応できるよう専門的研修に参加又は自主開催する
--------------	----	---	--

## 5 博物館等機能の充実

### (1) 地域の歴史・文化に関する学習支援 ① 常設展示の充実

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
69 スマートフォン等のICTを活用した展示解説の導入	随時	—	スマートフォンとアプリケーションを活用した展示ガイドを導入し、来館者がいつでも誰でも展示解説を受けられる体制を整備する。

### ② 企画展やテーマ展等の開催

70 企画展 棟方志功展	1回	—	棟方志功は、民藝運動を通して一関の菅原清蔵と交流があった。菅原が棟方から贈られたという作品や書簡などを紹介するとともに、「世界のMunakata」として没後45年を経てもなお多くの人々に愛され続けている棟方志功の作品を数多く展観する。棟方の世界を感じもらうため多彩な関連行事を開催。
71 特別展 芭蕉と真澄～磐井を旅した人々～	1回	—	奥の細道サミットin一関・平泉の開催に合わせて、松尾芭蕉や菅江真澄などの当地域を旅した人々とその影響を紹介する。
72 テーマ展1 江戸時代の世界地図	1回	—	江戸時代の世界地図と、大槻玄沢ら蘭学者が当時の海外事情についてまとめた資料を紹介する。コロナ禍の今と同様に海外との交流が制限されていた時代に知られていた世界と日本の姿を紹介する。
73 テーマ展2 大槻家の全貌	1回	—	一関市では大槻玄沢、磐渓、文彦の三代を大槻三賢人として顕彰している。これまで個別の人物に焦点をあてた展覧会を開催してきたが、本展では大槻文彦旧蔵資料により改めて三人の業績とともに大槻家としての存在感や社会に果たした役割を紹介する。

### (2) 歴史・文化に親しみやすい環境づくり

#### ① 教育普及(交流連携)事業の開催

74 和算講座、古文書講座等講座	6講座	124人	和算や古文書に関して理解を深めてもらうため、和算講座(入門編・研究編)、古文書講座を実施する
75 館長講座	3回	108人	ふるさとの歴史を学び、理解を深めるため、開催中の企画展等のテーマに沿って当地方との歴史的な関わりを講演する
76 骨寺大学(連続講座)	6回	216人	骨寺について多角的に知ってもらうため、骨寺村莊園遺跡村落調査研究の様々な成果を公開する
77 体験学習	5事業	—	当館のテーマを体験を通して親しんでもらうため、はくぶつかんこどもくらぶ、博物館でアートを楽しむ、クギからペーパーナイフを作る刀鍛冶修業、和算問題の解答を募集するなどの体験型の企画を実施する
78 美術館ツアーアー	1回	60人	多様な美術鑑賞の機会を提供するために、当館での展覧会を鑑賞の後、事前学習をした上で他美術館を訪ねて見学をする

#### ② 学校や市民センターと連携した事業の展開

79 学校や市民センター主催事業への学芸員の派遣	随時	—	各施設の要望により、当館のテーマに関して理解を深めてもらうため、学芸員を講師として派遣する
--------------------------	----	---	---

#### ③ 博物館等の連携

80 各博物館等への資料の貸し出し	随時	—	要請に応じて館蔵資料の貸し出しを行う
-------------------	----	---	--------------------

## 【文化財行政】

### 1 文化財の保護・地域文化の伝承

#### (1) 文化財の保存・活用

##### ① 文化財の保護と調査研究

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
81 文化財調査委員等活動推進事業	年間	—	・文化財調査委員による文化財の調査研究をする ・文化財調査協力員による指定文化財の状況把握等をする
82 埋蔵文化財保存管理事業	年間	—	埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護法に基づく適切な保護を行う
83 歴史民俗資料等活用整備事業	年間	—	市内の歴史・民俗・考古資料の調査研究と公開展示を実施する 民俗資料館での民俗資料の常設展示、企画展示 ほか
84 指定文化財調査研究事業	年間	—	・県指定有形文化財「原本無刑録」などの調査研究をする ・指定等文化財の調査報告書の刊行を行う

##### ② 文化財愛護意識の高揚

85 文化財情報提供事業	年間	—	市広報誌、ホームページを活用した文化財の紹介や各種事業の情報提供をする
86 文化財標柱・解説板整備事業	15基	—	市内の歴史や文化に関する標柱と解説板の整備をする

##### ③ 文化財の展示と公開

87 文化財施設等整備事業	年間	—	各施設の老朽化対策や機能充実のための施設改修等をする 千葉胤秀旧宅の保存について、内部協議を進める
88 文化財公開活用事業	年間	—	市が所有または管理する指定等建造物の適切な管理と一般公開をする

### (2) 地域文化の伝承

- ① 伝統芸能の保存と伝承
- ② 自然や文化の発掘と継承
- ③ 偉人・先人の顕彰

89 民俗芸能伝承調査研究事業	年間	—	市内に伝承されている民俗芸能の調査研究をする
90 文化財保護事業補助事業	随時	—	指定等文化財の維持管理や保護活動を行う個人や団体への支援をする 指定文化財保護事業補助金、郷土芸能活動事業補助金 ほか

**2 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進**

**(1) 骨寺村莊園遺跡の保護**

**① 骨寺村莊園遺跡の保存活用**

事業名	実施内容		
	回数等	人数	概要(主な内容)
91 骨寺村莊園遺跡保全活用事業	年間	—	小区画水田保全活用方針に基づく各種事業を実施する 骨寺村莊園遺跡整備活用基本計画に基づく保存活用を行う

**② 重要文化的景観の継承**

92 文化的景観保護推進事業	年間	—	「一関本寺の農村景観」の構成要素である重要建物に係る修理、修景を行う 史跡と重要文化的景観の一体的な保全管理を行う
----------------	----	---	--

**③ 骨寺村莊園遺跡の普及啓発**

93 骨寺村莊園遺跡情報発信事業	年間	—	骨寺村莊園交流施設を核とし、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村莊園遺跡の価値や魅力を情報発信する
------------------	----	---	--

**(2) 世界遺産拡張登録の推進**

**① 骨寺村莊園遺跡の調査研究**

94 骨寺村莊園遺跡調査研究事業	年間	—	重点的な考古学的調査及び文献研究等を実施する
------------------	----	---	------------------------

**② 世界遺産登録への気運醸成**

95 骨寺村莊園遺跡世界遺産拡張登録推進事業	年間	—	世界遺産拡張登録実現に向けた県、関係市町と連携した拡張登録推薦準備作業を実施する 骨寺村莊園に関する講演会やシンポジウム等を開催する
------------------------	----	---	---

**③ ときめき世界遺産塾の開催**

96 ときめき世界遺産塾	年間	—	県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」を開催する
--------------	----	---	--------------------------------------

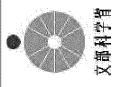
資料3

令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について

(単位:千円)

No.	補助対象事業名	事業目的	事業実施主体	R3	R2	増減	備考
1	教育振興運動実践活動事業	子ども・家庭・学校（教師）・地域・行政の5者の連携により、地域の教育課題の解決を図る自主的な運動に取り組む各地域の協議会等に対し補助する。	一関地域教育振興運動推進協議会 花泉地域教育振興運動各実践区 大東地域教育振興運動推進委員会 東山地域教育振興運動各実践区 室根地域教育振興運動推進委員会	650	650	0	
2	社会教育関係団体活動事業	児童生徒の健全育成と教育の振興のためPTA活動に取り組む団体に対し補助する。	一関市PTA連合会	72	72	0	
		子ども会育成会相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を助け、子ども会の健全な育成活動を通じ、新しいコミュニティづくりに取り組む団体に対し補助する。	川崎町子ども会育成会連合会	180	180	0	
3	女性団体活動事業	男女共同参画の推進、青少年の健全育成、家庭生活及び社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進等に取り組む各地域の女性団体に対し補助する。	一関市地域婦人団体協議会 花泉町地域婦人団体協議会 大東町婦人協議会 千厩町婦人協議会 一関市東山町婦人協議会 室根町婦人協議会 一関市川崎町女性協議会	509	509	0	
4	ユネスコ協会活動事業	世界遺産活動や、国際交流活動、青少年活動、芸術文化振興活動、生涯学習講座など、ユネスコ活動を行う団体に対し補助する。	一関市ユネスコ連絡会議	122	122	0	
5	キャンプ場開き開催事業	千厩地域の黄金山キャンプ場、飛ヶ森キャンプ場のキャンプ場開きを実施する実行委員会に対し補助する。	黄金山キャンプ場開き実行委員会 飛ヶ森キャンプ場開き実行委員会	350	350	0	
6	青少年健全育成事業	野外活動や規律ある団体活動を通じて、奉仕の心を持った健でたくましい青少年の育成に取り組む団体に対し補助する。	ボーイスカウト一関第4団	42	42	0	
		異年齢の中での遊びを通じ、子どもたちに社会的な関わりを体験させるとともに、運営に関わる青少年ボランティアを育成する子どもの森事業を実施する実行委員会に対し補助する。	子どもの森実行委員会	37	37	0	
8	指定文化財保護事業	指定文化財の所有者等が行う文化財の維持修繕等に要する経費や保護活動を行う団体等に対し補助する。	指定文化財を所有・管理する個人・団体等	2,821	1,109	1,712	
9	郷土芸能活動事業	郷土芸能団体等が市民に資金提供等の支援を呼び掛けて実施する郷土芸能発表事業等に要する経費に対し補助する。	郷土芸能活動団体等	500	500	0	

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動には教師による献身的な勤務の下で成り立つてきだが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

### 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

### 具体的な方策

#### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保  
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

#### II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。  
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

参  
考  
基  
本